

松恵子どもクラブ運営方針(案)について

1. これまでの経緯

- 令和2年10月29日 第1回松恵子どもクラブ保護者説明会
- ・「学童クラブ」と「子どもひろば」両方の機能を有する「松恵子どもクラブ」として設置し、「負担金制度導入」について説明
 - ・短時間利用に対する負担金額について意見・要望あり
- 令和2年11月13日 松恵小学校保護者アンケート実施
- 令和2年11月26日 松恵小学校PTAより実施時期の延長及び負担額について提案
- 令和3年1月14日 第2回松恵子どもクラブ保護者説明会

2. 新たな運営方針について

当初提案した「提供する事業内容は分けずに同一の負担金を徴収する」との方針から、「学童クラブ」と「子どもひろば」を分けて実施することとし、保護者の要望を踏まえて、「子どもひろば」の短時間利用を希望する方に対しては、松恵小PTAより提案のあった「時間単位での従量課金制度」を導入することを新たな運営方針といたしました。

(1) 学童クラブ～恵庭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例

保護者が就労等により日中不在となる家庭における児童に対し、遊びの場及び生活の場を提供します。

- ・「おやつ」や「勉強」の時間あり。
- ・児童の下校時刻から18時30分まで開設。
- ・土曜日及び学校休業日 午前8時から18時30分まで開設。
- ・保護者負担金月額4,500円（世帯収入や多子世帯に応じた減免制度あり）。

(2) 子どもひろば～恵庭市松恵子どもひろば実施要綱

保護者の就労を要件としない、平日の放課後に児童が一度帰宅することなく利用可能な市内で唯一の「子どもひろば」として、松恵小学校に通う児童全てを利用対象として実施します。

- ・「おやつ」や「勉強」の時間なし（勉強の時間は設けませんが机を設置し自習は可能）。
- ・児童の下校時刻から恵庭市が定める児童の帰宅時間（愛の鐘）の30分前までの開設。（冬期間は帰宅時間が16時までのため16時15分まで）
- ・土曜日及び学校休業日は開設しない。
- ・ひろば利用料として1時間100円の従量課金制度を導入（世帯収入に応じた利用料や世帯負担額の上限額設定）。

3. 開始時期について

令和3年4月1日

